
大野市文化会館整備基本構想

平成29年2月

大野市教育委員会

目 次

1	基本構想策定の背景	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	これまでの経緯	1
(3)	関係する計画と法令	2
2	文化会館の現状分析と課題の抽出	4
(1)	現文化会館の概要	4
(2)	文化芸術に関する市の現況についての整理及び特性の分析	5
(3)	現文化会館の整備の必要性	20
3	基本理念と基本方針	21
(1)	基本理念	21
(2)	基本方針	22
4	整備方針	23
(1)	建設地	23
(2)	施設に備える機能	25
(3)	施設構成	26
(4)	管理運営の方針	30
(5)	新しい文化会館の整備及び管理運営手法	31
(6)	整備スケジュール	33
資料編		
(1)	基本構想策定委員会及び文化振興庁内検討会議	34
(2)	先進地視察	37

1 基本構想策定の背景

(1) 策定の趣旨

現在の大野市文化会館（以下、文化会館という。）は、昭和41年6月に大野市民会館として開館し、平成8年からは文化会館に名称を変更しています。当時は、音楽や伝統芸能、演劇などの発表や練習の活動の場としてだけでなく、結婚式場としても多くの市民に愛され親しまれてきましたが、時代の変化に伴い、結婚式場としての貸し出しはなくなり、文化芸術の拠点として利用されています。

また、文化会館の施設維持については、昭和61年の大規模改修工事をはじめ、舞台裏倉庫などの増築や音響設備のデジタル化を行い、市民及び利用者の利便性を図ってきましたが、空調などの各設備や音響などの各機器の経年劣化は進んでおり、さらに耐震性の問題や駐車場不足なども指摘されています。

このようなことから、大野市教育委員会では、平成25年に市民や文化会館利用団体へのアンケート調査の実施、平成26年に文化会館の在り方と今後の方向性についての検討を行ってきました。平成28年7月には、学識経験者や市内関係団体、文化会館利用団体などの代表の委員で構成する「大野市文化会館整備基本構想策定委員会」を立ち上げ、様々な観点からご意見を賜りながら、基本構想の検討を進めてきたところです。

本基本構想は、文化芸術の振興を通して、多くの市民の心の豊かさを育むとともに様々な文化芸術に携わる人材の育成や文化交流の活性化を図り、結の故郷越前おおのの文化の継承と創造の中心としての役割を担う文化会館の整備を目的として策定しました。

(2) これまでの経緯

平成25年度

今後の大野市の文化振興の方向性を検討するため、18歳以上の市民1,000人及び大野市文化協会加盟団体70、文化会館利用団体40に対して、アンケート調査（平成25年6月13日～7月31日）を実施しています。

平成26年度

学識経験者や市内関係団体、文化会館利用団体などの代表の委員で構成する「大野市文化会館在り方検討委員会」を設置し、「文化会館の在り方と今後の方向性に関する報告書」をとりまとめています。

(3) 関係する計画と法令

文化会館整備基本構想に関する市の計画や主な法令を記載します。

① 第五次大野市総合計画 後期基本計画（平成 28 年 3 月策定）

【将来像】

ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち

【関係施策】

基本施策 2 豊かな心を育てる文化力の育成

└── 施策 3 文化施設の整備と充実

② 大野市公共施設再編計画（平成 25 年 10 月策定）

- ・文化会館の方向性について、改修または改築で整備。
- ・文化振興の拠点にふさわしいあり方を市民参加型ワークショップで検討。
- ・駅東公園の方向性について、都市公園法による保存義務に加え、避難所指定も必要な施設と位置付けるとともに、文化会館の整備計画との調整を検討。

③ 大野市都市計画マスタープラン（平成 23 年 7 月改訂）

【都市づくりの目標】

豊かな自然環境や歴史、文化を大切にし、市民の誇りと交流が育まれる
元気なまち

【基本姿勢】

- ・人口減少時代に対応できる維持・管理コストの少ない機能集約型の都市づくりを行います。
- ・市民が誇りを感じて住み続けたいと思い、市外の人が訪れ、移り住みたいと思う、個性を生かした都市づくりを行います。

④ 大野市緑の基本計画

【基本テーマ】

豊かな緑と清らかな水につつまれた城下町大野

【関係施策】

適所に緑を増やす。

【計画目標水準】

都市公園として整備すべき目標水準は一人当たり面積 23 m²を目指す。

⑤ 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

⑥ 大野市景観条例

景観法(平成 16 年法律第 110 号)の規定に基づく手続など必要な事項及び本市における良好な景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、市民が誇りを持って住める魅力ある個性豊かな美しいまちとすることを目的とする条例。

⑦ P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）

P F I（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、この手法を促進するために平成 11 年 7 月に制定された法律。

2 文化会館の現状分析と課題の抽出

(1) 現文化会館の概要

昭和41年6月に開館した現在の文化会館の概要は、以下のとおりです。

概要	<ul style="list-style-type: none">• 施設の名称：大野市文化会館（～平成8年まで大野市民会館）• 建設年：昭和40年（昭和41年6月開館）• 敷地面積：5,981.97㎡（市有地）• 構造：RC造（鉄筋コンクリート）一部SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート）3階建• 延べ床面積：3,161.03㎡ 1階（1,951.83㎡） 2階（1,022.24㎡） 3階（186.96㎡）• 大ホール客席数：客席627席、障害者用6席 合計633席• その他諸室：研修室、こぶしの間、けやきの間、名水の間、鳳凰の間、うぐいすの間、亀の間、鶴の間、応接室• 建設費：1億6千万円• 駐車台数：97台
管理運営状況	<ul style="list-style-type: none">• 管理運営：大野市• 開館時間：午前9時～午後9時30分• 休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が祝祭日の場合は開館） 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(2) 文化芸術に関する市の現況についての整理及び特性の分析

① 大野市内における文化事業の現状

大野市教育委員会では、第五次大野市総合計画における基本施策の一つとして掲げている「豊かな心を育てる文化力の育成」を実現するため、「文化芸術の振興」を重点施策とし、様々な文化事業を実施しています。

県内で最も早くから始めた大野市美術展は、市外からの出品数が年々増加し、福井県総合美術展に次ぐ美術展として定着しています。

また、平成 28 年度で第 50 回を迎えた大野市総合文化祭は、日頃の文化活動の発表の場として、一般市民だけでなく保育園・幼稚園の園児、小中学校・高校の児童生徒も参加する市を挙げての行事となっています。

なお、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、宝くじ文化公演事業や文化庁優秀映画鑑賞推進事業を活用したり、市独自でアーティストを招聘したりして、演劇、コンサート、落語、映画など多彩な文化公演を実施しています。

他には、市民が所有する絵画などの展示を行い、身近に見て触れて参加できる機会の創出に努めると同時に、市民の芸術への関心を高めることにも力を注いでいます。

また、市内には文化芸術活動を行うことを目的に、大野市文化協会が組織されています。現在 63 の団体が加盟しており、会員数は、783 名となっています（平成 28 年 12 月末現在）。毎年 7 月には、芸能関連団体が「民謡の祭典」を文化会館で開催し、多くの観覧者で賑わいを見せています。大野市総合文化祭においても、展示、芸能の両部門で協力が成されるなど、活発な活動を続けています。しかしながら、各団体では団体員の高齢化が進み、若い世代の不足が懸念されていることから、本市の文化を受け継ぎ担っていく人材の育成が必要となっています。

さらに本市では、市民が行う文化事業に対して補助金を交付し、文化会館などを利用した文化芸術活動を支援しています。平成 27 年度は、コンサート、演劇、美術展示、ワークショップなど 13 件の事業に対して交付を行っています。

このように、本市における文化事業は、市民と行政がそれぞれ主体となって展開しています。今後は、公演件数の増加や事業規模の拡大、著名なアーティストの招聘をめざすため、国や県、財団などによる文化公演事業に対する補助制度を一層活用し、多彩で優れた文化事業を文化会館などにおいて積極的に行いながら、文化芸術の振興を図っていくこととします。

② 文化会館の利用状況

- 文化会館の年間の利用者数は、近年減少傾向にあるものの 3 万人以上が利用しています。
- 月別の利用者数は、11 月が最も多く、冬季は減少しています。

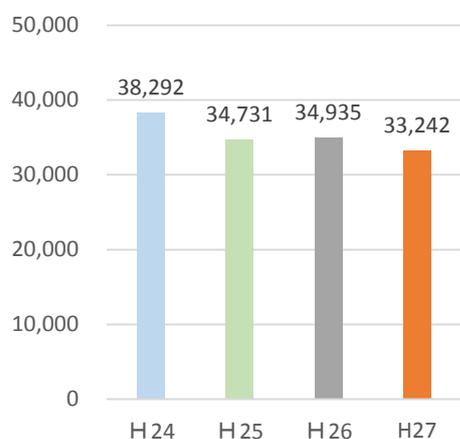


図 1 年度別利用状況

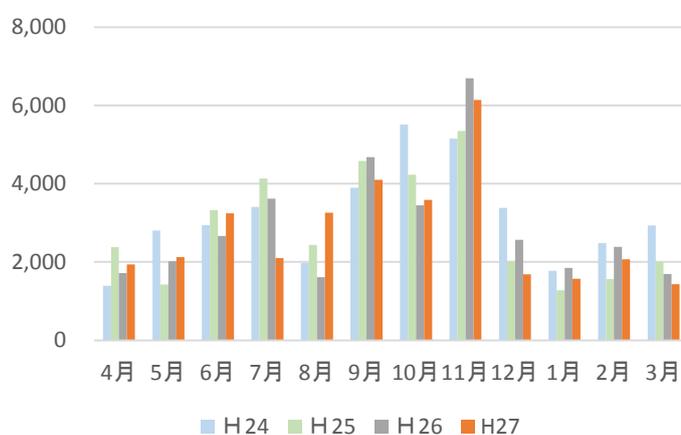


図 2 月別利用状況

- 施設別利用者数は、大ホールの利用者が最も多く、平成 27 年度は 22,734 人となっており、全体の 2/3 以上を占めています。

表 1 文化会館施設別利用者数

	H25 年度	H26 年度	H27 年度
大ホール	23,489	22,722	22,734
舞台・研修室	2,266	2,790	2,004
こぶしの間	130	235	238
けやきの間	147	148	197
名水の間	3,665	2,521	3,146
ホワイエ 1 F	860	1,382	1,037
鳳凰の間	3,088	3,452	2,775
うぐいすの間	633	1,312	773
亀の間	347	244	312
その他（応接室、玄関など）	106	129	26
利用者数計	34,731	34,935	33,242

- 平成 27 年度の大ホールの利用者数は、11 月が最も多く 5,442 人であり、年間の 1/4 程度の利用となっています。

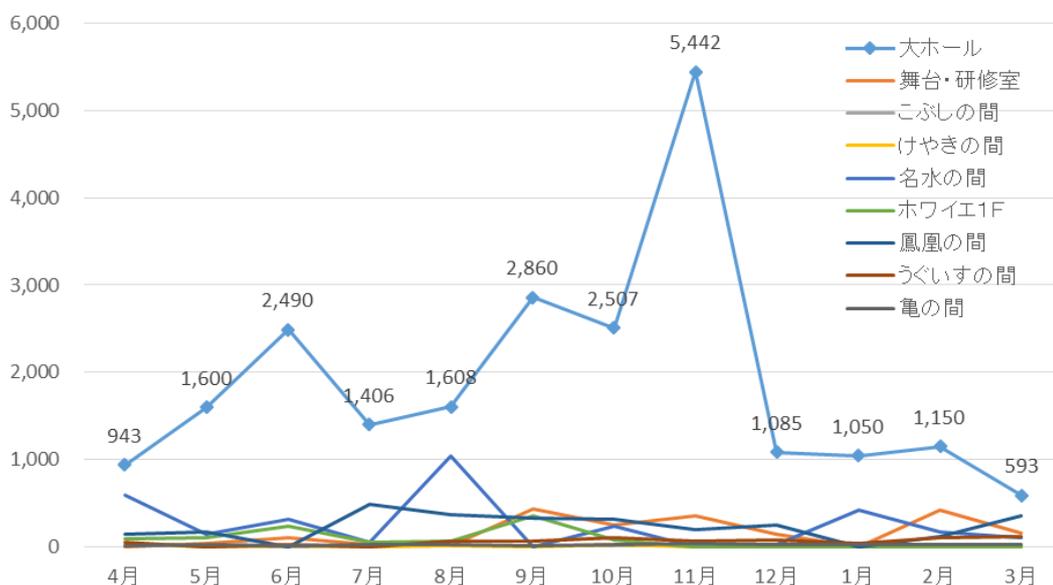


図 3 文化会館各施設の月別利用者数 (平成 27 年度)

- 大ホールの利用内容分類別の利用者数は、①音楽（コンサートなどの演奏会を含む）が最も多く 6 割以上を占めている。次いで②芸能・文化（演劇、踊り、映画上映、展示会など）が多くなっています。

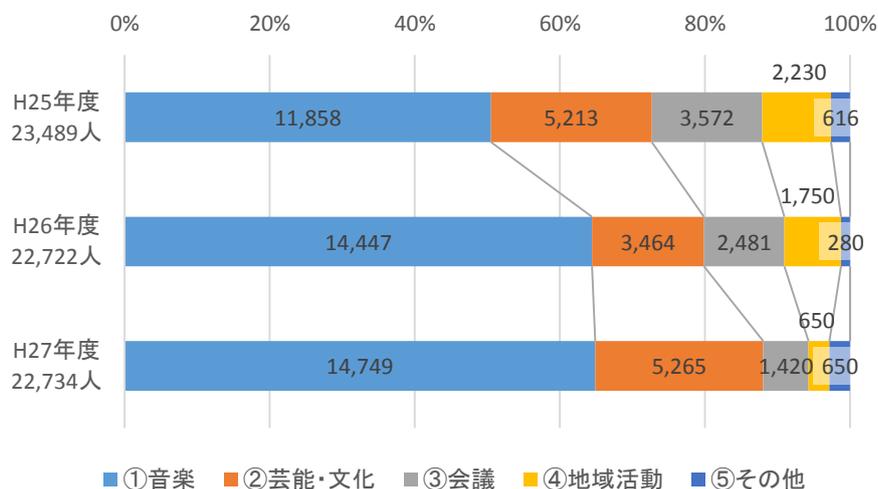


図 4 大ホールの利用内容別の利用人数

音楽：コンサートなどの演奏会（幼稚園・保育園・小中学校・高校の音楽発表会や演奏会を含む）、音楽イベント、民謡など（音楽練習などを含む）

芸能・文化：演劇、踊り、映画上映、展示会（演劇や踊りなどの練習を含む）

会議：打合せ、総会、理事会、実行委員会、説明会、相談会、研修会、講座、教室、試験

地域活動：幼稚園・保育園・小中学校・高校などの関係行事（ただし音楽発表会や演奏会は「1 音楽」に含む）、スポーツ関係行事（練習・試合なども含む）、地区行事、地域サロン（左記に係る会議や打合せは「3 会議」に含む）

その他：上記以外の利用

- 大ホールの利用者数別の利用回数では、500人以上の利用は年間20回程度となっています。
- 特に、収容人員数を上回る行事は、平成25年度は3回、平成26年度は4回、平成27年度は7回開催されており、増加傾向になっています。

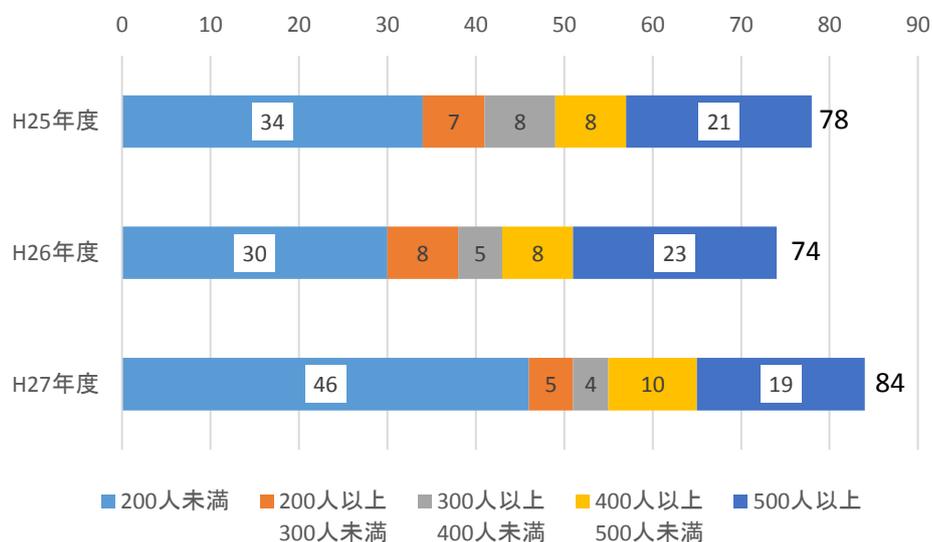


図5 大ホールの利用者数別の利用回数

表2 文化会館大ホールにおける収容人員を上回るこれまでの行事

年度	行事名	利用人数
平成25年度	総合文化祭（11月3日）	2,600
	大野高校吹奏楽部定期演奏会（4月6日）	800
	個人演説会（7月18日）	730
平成26年度	リズムによって歌謡音楽祭（11月3日総合文化祭）	1,800
	大野高校吹奏楽部定期演奏会（4月5日）	840
	開成保育園発表会（11月30日）	700
	誓念寺中野保育園発表会（2月1日）	650
平成27年度	リズムによって歌謡音楽祭（11月1日総合文化祭）	2,222
	NHK 主催人形劇（5月23日）	1,100
	自衛隊音楽隊コンサート（8月26日）	700
	錦秋のつどい（11月3日総合文化祭）	700
	齊藤一郎コンサート（1月11日）	660
	海援隊コンサート（11月22日）	650
	誓念寺保育園発表会（2月14日）	650

※上記の中で1日に2～3公演を行い、その延べ利用人数が記載されている行事もあります。

③ 類似施設の分布状況及び利用状況

- 大野市には、文化会館の大ホールと同様の固定席を持つホールはありませんが、多目的に利用できるホールを備えた類似施設が整備されています。
- 類似施設の概要は、表3のとおりです。また、各施設の分布状況は図6のとおりです。

表3 多目的に利用できるホールを備えた類似施設

施設名	面積 (㎡)	収容人員(人)	附属設備など
①結とびあ多目的ホール	1,050	1,900	音響設備
②平成大野屋平蔵	107	80	スクリーン、照明、音響設備
③学びの里「めいりん」講堂	725	300	照明、音響設備
④学びの里「めいりん」音楽室	116	35	
⑤まちなか交流センター多目的ホール	972	—	



図6 類似施設の分布図

- 文化会館大ホールは、主に①音楽活動に利用されており、次に②芸能・文化活動での利用となっています。
- 芸能・文化活動は、収容人員が80人の平成大野屋平蔵での利用が多くなっています。

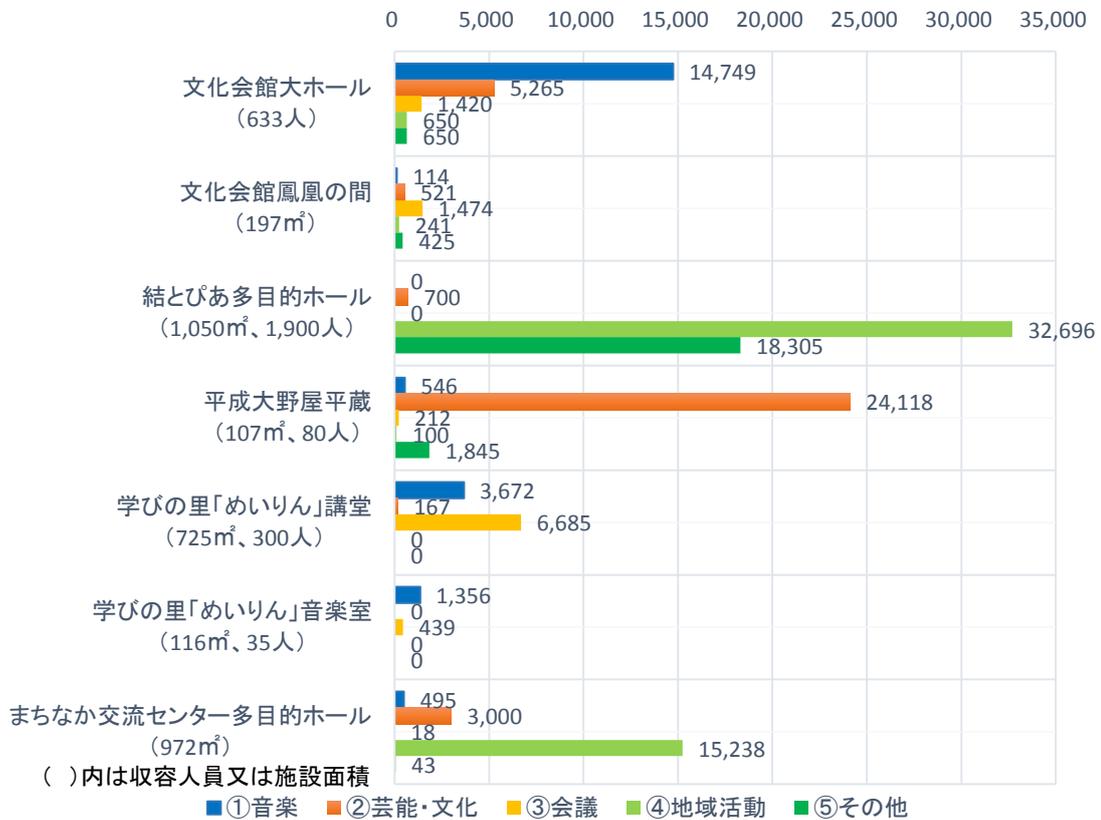


図7 市内各施設のホールなどの目的別利用状況（平成27年度）

音楽：コンサートなどの演奏会（幼稚園・保育園・小中学校・高校の音楽発表会や演奏会を含む）、音楽イベント、民謡など（音楽練習などを含む）
 芸能・文化：演劇、踊り、映画上映、展示会（演劇や踊りなどの練習を含む）
 会議：打合せ、総会、理事会、実行委員会、説明会、相談会、研修会、講座、教室、試験
 地域活動：幼稚園・保育園・小中学校・高校などの関係行事（ただし音楽発表会や演奏会は「①音楽」に含む）、スポーツ関係行事（練習・試合なども含む）、地区行事、地域サロン（左記に係る会議や打合せは「③会議」に含む）
 その他：上記以外の利用

④ 市民の文化活動に関するニーズ

今後の文化振興の方向性などを検討するため、平成 25 年度に 18 歳以上の市民 1,000 人を対象としてアンケートを実施し、365 人（回収率 36.5%）から回答を得ています。アンケートの調査結果から市民の文化活動に関するニーズは、以下のとおりとなっています。

市民の文化活動に関するニーズ【概要】

- ・過去 1 年間の文化会館の利用状況を見ると、市民の半数以上が利用しており、多くの市民に利用されている施設と言えます。
- ・文化会館の良い点としては、舞台が見やすいことや舞台の広さ、客席数がちょうど良いことが挙げられています。
- ・文化会館の不便な点としては、駐車場やトイレの不足、バリアフリーへの未対応、客席の椅子の狭さなどへの不満が挙げられています。
- ・今後鑑賞したいものとして、音楽、映画、美術などが挙げられています。
- ・さらに、文化振興のために重要なこととして、プロのコンサートや演劇の開催などが挙げられています。

以下、市民アンケート調査の結果は次のとおりです。

【文化会館の利用状況】

- ・過去 1 年間の文化会館の利用状況をみると、「発表会」、「コンサート」、「講演会」、「会議」などの利用が半数以上を占めています。「利用なし」は、半数以下の 42.9%であり、1 年間に市民の半数以上が利用しています。

問8 文化会館の利用
(過去1年間 複数回答)

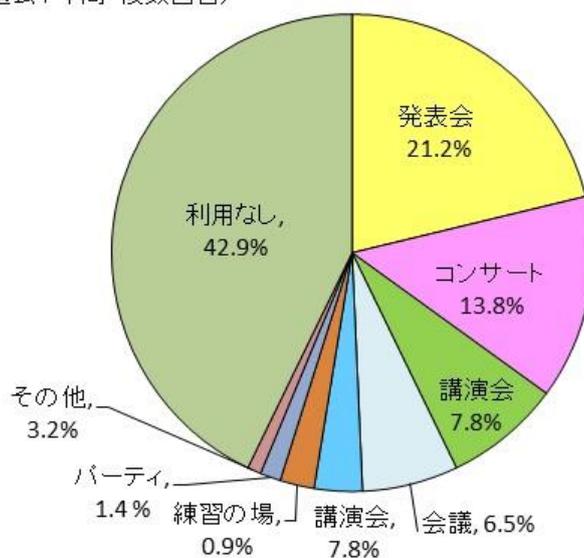


図 8 文化会館の利用状況

【文化会館の良い点】

- ・「舞台が見やすい：17.8%」、「会議室を多目的に利用できる：15.0%」、「舞台の広さがちょうど良い：11.5%」などが挙げられています。

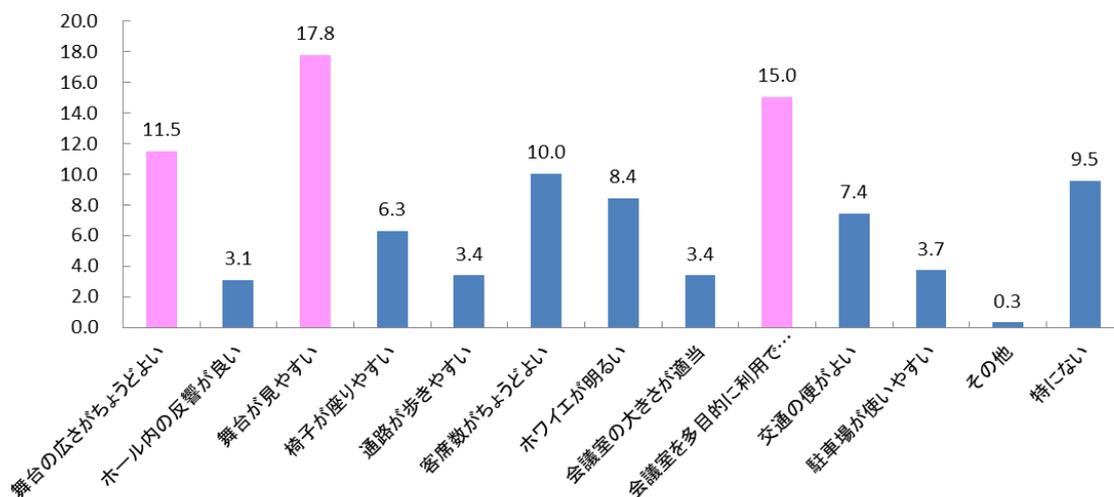


図9 文化会館の良い点

【文化会館の不便な点】

- ・「駐車場が少ない：15.4%」、「トイレの数が少ない：7.9%」、「バリアフリーでない：7.7%」、「客席の椅子の幅が狭い：7.4%」などが挙げられています。

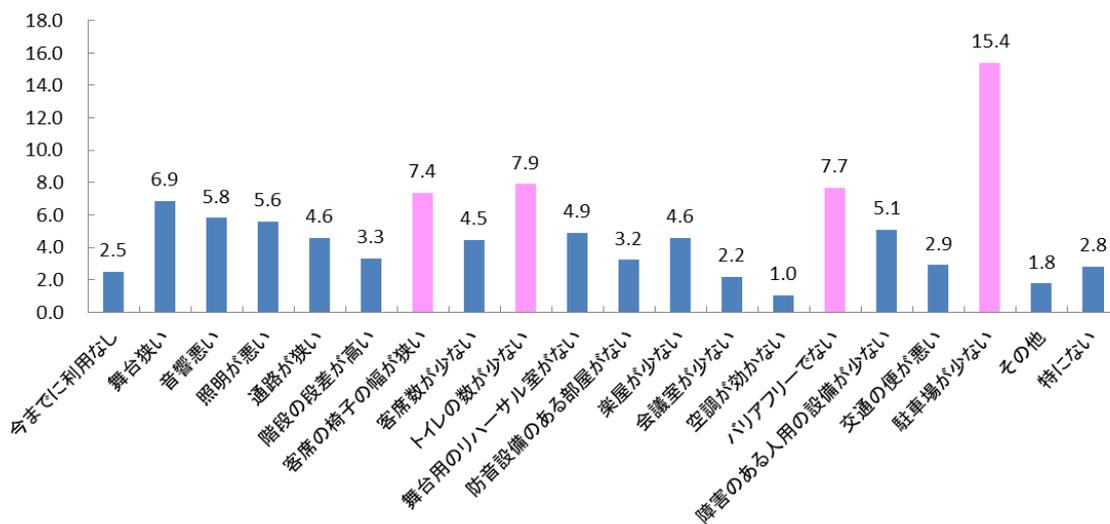


図10 文化会館の不便な点

【今後鑑賞したいもの】

- ・「音楽（吹奏楽・合唱・歌謡曲・民謡・詩吟など）：19.8%」、「映画：19.1%」、「美術（絵画・彫刻・工芸・書道・陶芸・写真など）：16.4%」、「大衆芸能（落語・漫才など）：13.5%」、「演劇（ミュージカル・人形劇・影絵劇など）：12.9%」などが挙げられています。

【文化振興のために重要なこと】

- ・「プロのコンサートや演劇の開催：22.0%」、「伝統文化・歴史的遺産の継承・保存：17.7%」、「文化施設の整備・充実：12.9%」、「市民が参加できる音楽・演劇・美術・歴史などの講座や教室の開催：12.1%」などが挙げられています。

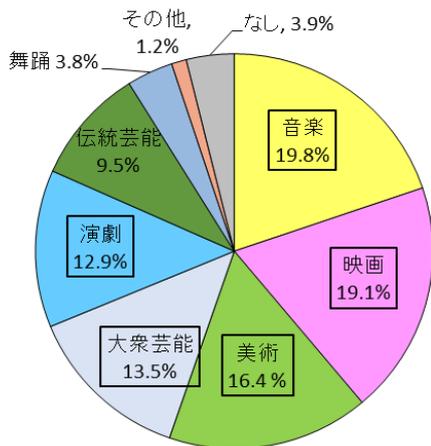


図 11 今後鑑賞したいもの

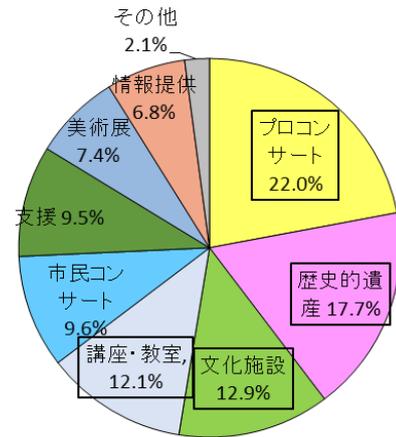


図 12 文化振興のために重要なこと

【文化施設において重要なこと】

- ・「コンサートや演劇などの企画・イベントがあること：26.2%」、「市民が気軽に発表できる場であること：17.0%」、「利用料金が安いこと：16.4%」、「音響や照明などの舞台設備が整っていること：12.7%」、「駐車場が広いこと：12.2%」が挙げられています。

【今後の文化会館のあり方】

- ・「現在の施設を改修（46.6%）」、「新たに建設（24.1%）」、「わからない（18.4%）」などとなっています。

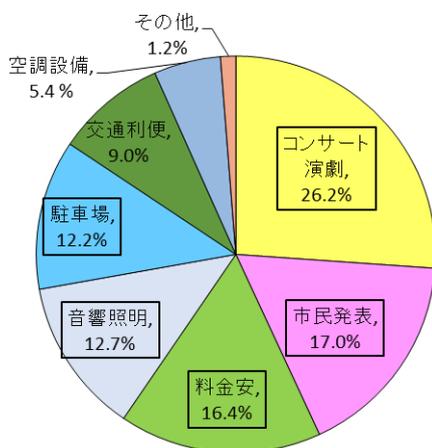


図 13 文化施設において重要なこと

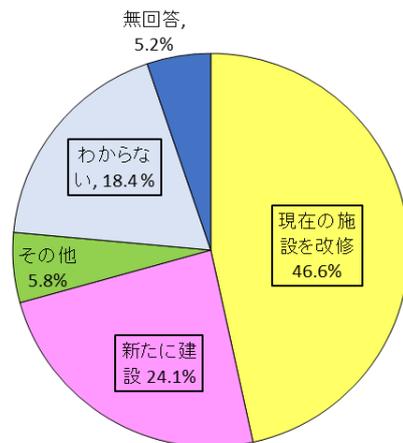


図 14 今後の文化会館のあり方

⑤ 文化活動団体のニーズ

今後の文化振興の方向性などを検討するため、平成 25 年度に文化協会加盟 70 団体、文化会館利用 46 団体、合計 116 団体を対象としてアンケートを実施し、70 団体（回収率 60.3%）から回答を得ています。

文化活動団体のニーズ【概要】

- 文化会館の良い点としては、市民アンケート調査と同様に、舞台の広さがちょうど良いことや舞台が見やすいことなどが挙げられています。
- 文化会館の不便な点としては、駐車場やトイレの不足、バリアフリーへの未対応に加え、リハーサル室や楽屋の不足、音響の悪さなどへの不満が挙げられています。
- 文化振興のために重要なこととして、文化活動団体の育成・文化芸術活動者への支援、伝統文化の継承・保存、プロのコンサートや演劇の開催などが挙げられています。プロのコンサートや演劇の開催、市民が参加できる音楽などの講座や教室の開催は、市民アンケートと同様ですが、文化芸術団体の育成や支援は活動団体特有のものとなっています。
- 文化施設において重要なこととして、市民が気軽に発表できる場であること、利用料金が安いこと、コンサートや演劇などの企画・イベントがあること、駐車場が広いこと、音響・照明などの舞台設備が整っていることが挙げられています。市民アンケート調査と比較して、項目の順番について違いはありますが、同じ項目が重要とされています。
- 今後の文化会館のあり方として、「新たに建設する」という意見が最も多くなっています。

以下、文化活動団体へのアンケート調査の結果は、次のとおりとなっています。

【文化会館の良い点】

- ・「会議室を多目的に利用できる：15.4%」、「舞台の広さがちょうど良い：15.4%」、「舞台が見やすい：12.0%」、「客席数がちょうど良い：12.0%」などが挙げられています。
- ・市民アンケート調査とほぼ同じような結果となっています。

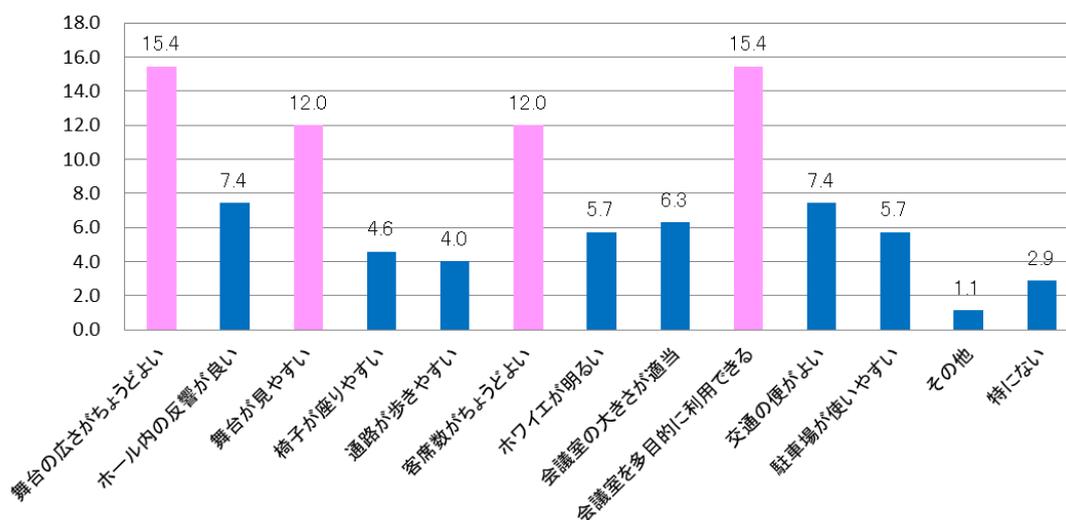


図 15 文化会館の良い点

【文化会館の不便な点】

- ・「駐車場が狭い（11.3%）」、「舞台用のリハーサル室がない（9.4%）」、「障害のある人用の設備が少ない（6.6%）」、「楽屋が少ない（6.1%）」、「音響が悪い（5.6%）」などが挙げられています。
- ・駐車場やバリアフリーに対する意見は、市民アンケートと同様ですが、リハーサル室や楽屋の少なさ、音響の不満などは、活動団体特有の指摘です。

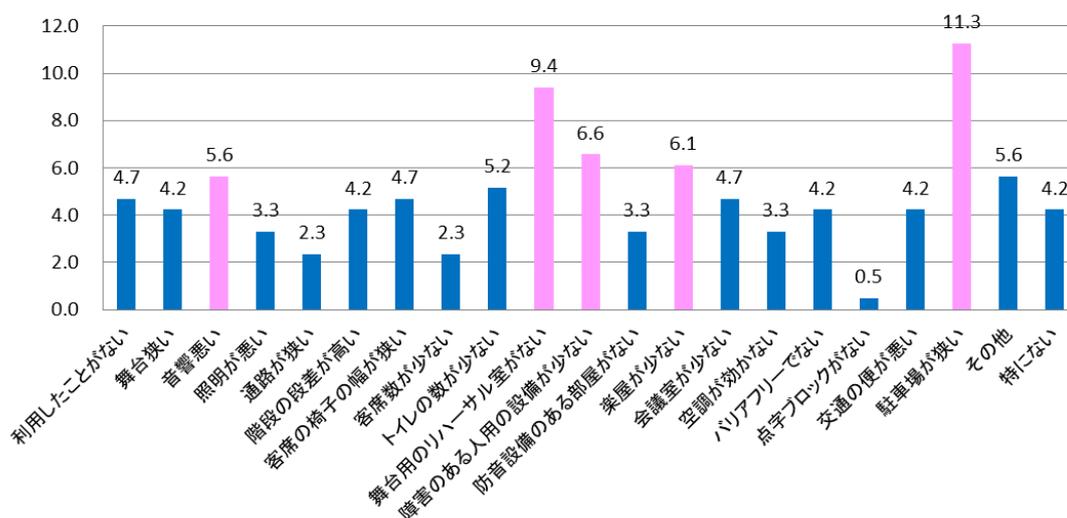


図 16 文化会館の不便な点

【文化振興のために重要なこと】

- ・「文化活動団体の育成・文化芸術活動者への支援：25.0%」、「伝統文化の継承・保存：16.9%」、「プロのコンサートや演劇の開催：16.1%」、「市民が参加できる音楽などの講座や教室：16.1%」などが挙げられています。
- ・「プロのコンサートや演劇の開催」、「市民が参加できる音楽などの講座や教室」は、市民アンケートと同様ですが、文化芸術団体の育成や支援は活動団体特有のものとなっています。

【文化施設において重要なこと】

- ・「市民が気軽に発表できる場であること：21.8%」、「料金が安いこと：21.1%」、「コンサート・演劇などの企画・イベントがあること：15.0%」、「駐車場が広いこと：14.3%」、「音響や照明等の舞台設備が整っていること：14.3%」、が挙げられています。
- ・市民アンケート調査と比較して、項目の順番について違いはありますが、いずれの項目も挙がっています。

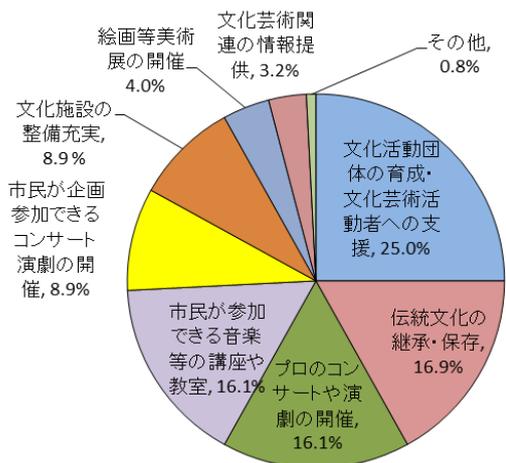


図 17 文化振興のために重要なこと

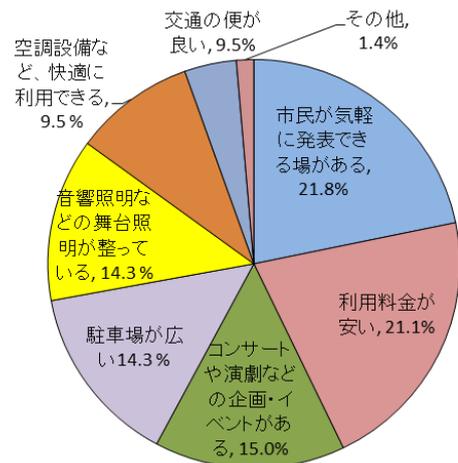


図 18 文化施設において重要なこと

【今後の文化会館のあり方】

- ・「新たに建設：34.2%」、「現在の施設を改修：31.5%」、「わからない・無回答：23.3%」などとなっています。
- ・市民アンケート調査では、現在の施設の改修が多くなっていましたが、文化活動団体のアンケート調査では、新たに建設が多くなっていきます。

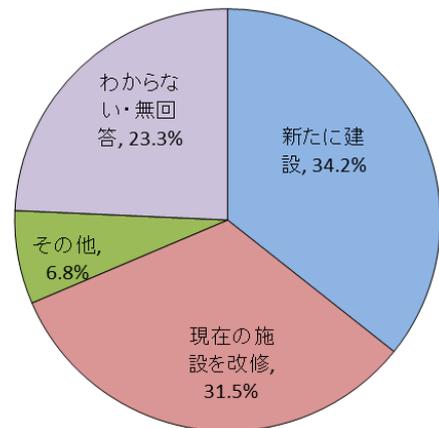


図 19 今後の文化会館のあり方

⑥ 大ホールの利用状況による収容人数の検討

文化会館の大ホールを利用した市主催（共催や後援は除く。）の文化公演事業の実施状況は、以下のとおりとなっています。

平成 25 年度

8月2、3日 映画上映会「昭和ベストシネマ」

9月16日 映画上映会「遺体」

10月12日 和谷泰扶ハーモニカ・トリオ

平成 26 年度

6月1日 映画上映会「そして父になる」

12月7日 劇団芸優座「一休さん」

2月20、21日 映画上映会「市川崑の世界」

平成 27 年度

6月4日 寄席普及公演「越前おおの寄席」

7月11日 映画上映会「ぼくたちの家族」

9月16、17日 映画上映会「日本映画の巨匠たち」

11月22日 宝くじ文化公演「海援隊コンサート」

1月11日 齊藤一郎指揮ニューイヤーコンサート

平成 28 年度

6月12日 映画上映会「母と暮せば」

7月3日 サンドアート&ピアノライブ「砂と音が紡ぐやさしい世界」

11月11、12日 映画上映会「昭和の名女優たち」

本市が主催する文化公演事業以外に、幼稚園や保育園、小・中学校、高校、各団体がそれぞれ実施する事業を含めると、大ホール利用回数は平成 25 年度 78 回、平成 26 年度 74 回、平成 27 年度 84 回となり、平均月に 6～7 回の利用がされています。

また、そのうち入場者数が 500 人以上であったものは、平成 25 年度 21 回、平成 26 年度 23 回、平成 27 年度 19 回となっています。

本市では、多くの市民の方に、素晴らしい文化芸術に触れていただく機会を提供するために、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじ文化公演事業なども利用しながら文化芸術の振興を図っています。

平成 28 年度宝くじ文化公演事業は、①宝くじ文化公演事業（交響楽団などによる演奏、演劇、落語・漫才、文化講演など）、②宝くじふるさとワクワク劇場（3部構成:お笑いオンステージ、トーク、コメディ劇場）、③宝くじまちの音楽会

(3)演目から選択:南こうせつ、岩崎宏美、岡村孝子)、④宝くじおしゃべり音楽館(芸能人によるポップスオーケストラ+地元合唱団との共演)の四つのメニューに分かれており、実施に要する概ねの経費を支援してくれるものです。

ただし、②～④の事業は、ホール収容人員 800 人以上の公立の文化施設などが対象となっており、本市の文化会館では誘致できない状況となっています。

また、本市に、プロの歌手などの文化公演実施の照会もありますが、ホール収容人数が 800 人以上(通常は約 1,000 人以上必要)という条件があり、実施に至らなかったケースもあります。

その他、文化庁後援の平成 29 年度重要無形文化財「組踊」特別鑑賞会の開催地募集では、公演会場は原則としてホール収容人数 800～1,200 人程度の条件があるとともに、NHKののど自慢を誘致する際も、収容人数 1,000 人以上が条件となっています。

このようなことから、本市の文化芸術の振興を図るためには、大ホールの収容人数の検討が必要となっています。

⑦ 県内における文教施設の大ホールの状況

県内における主な文教施設の大ホールの状況につきましては、福井市文化会館 1,100 席、敦賀市市民文化センター 1,184 席、小浜市文化会館 805 席、勝山市民会館 693 席、鯖江市文化センター 1,020 席、越前市文化センター 1,070 席となっており、大野市文化会館の大ホール 633 席は、県内各市の文化施設の大ホールの中でも客席数が小さいものとなっています。

表 4 県内の文教施設の大ホールの状況

施設名	市町名	座席タイプ	大ホール客席数
大野市文化会館	大野市	固定席	633
フェニックス・プラザ大ホール	福井市	収納+可動	2,000
フェニックス・プラザ小ホール	福井市	収納+可動	500
福井県県民ホール	福井市	収納+可動	535
福井県生活学習館	福井市	固定席	602
福井県立音楽堂大ホール	福井市	固定席	1,456
福井県立音楽堂小ホール	福井市	固定席	610
福井市文化会館	福井市	固定席	1,100
福井県国際交流会館多目的ホール	福井市	収納+可動	300
敦賀市民文化センター	敦賀市	固定+可動	1,184
小浜市文化会館	小浜市	固定+可動	805
勝山市民会館	勝山市	固定+可動	693
鯖江市文化センター	鯖江市	固定席	1,020
越前市いまだて芸術館	越前市	収納+可動	600
越前市文化センター大ホール	越前市	固定+可動	1,070
ハートピア春江	坂井市	固定席	764
みくに文化未来館	坂井市	可動	400
南条文化会館	南越前町	収納+可動	510
越前陶芸村文化交流会館	越前町	収納+可動	714
高浜町文化会館	高浜町	固定席	790
パレオ若狭	若狭町	固定席	452

(3) 現文化会館の整備の必要性

文化芸術は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある地域社会を形成していく上で極めて重要です。より多くの人々が身近な場所で文化芸術に触れる機会を充実するためには、地域社会に、文化芸術に親しむことができる拠点づくりが必要です。

また、地域の核となる文化芸術の拠点は、地域住民の鑑賞機会や子ども達の文化芸術体験の拡充を図るだけでなく、人材育成や雇用創出、市街地の活性化など地域づくりにも大きな役割を果たすものです。

このようななか、現在の文化会館は、これまで施設の大規模改修工事をはじめ、設備の改修、舞台裏倉庫などの増築、さらに音響設備のデジタル化を行うなど施設設備の維持と利用者の利便性を図ってきました。しかしながら、大規模改修工事を行った昭和61年から約30年が経過しており、各種設備については、経年劣化が著しく、特に空調設備では、今後故障した場合には部品などの在庫がなく新設が必要であるとともに、調光装置や音響機器、ボイラー、トイレなども大規模な修繕が必要となっています。その他、文化会館内の導線の悪さやバリアフリーへの対応も必要としています。

また、災害時の拠点避難所として指定されているものの、平成20年度に実施した耐震診断では、事務室や会議室のある管理棟及び大ホールのあるオーディトリウム棟は、いずれも震度6から7以上の地震が発生した場合、建物の倒壊など相当な被害が予想される〔E判定〕という診断結果を受けています。

この診断結果に基づき、文化会館の耐震工事を行った場合、各箇所にはブレースを入れて補強することになりますが、これにより、舞台とホール・ホワイエをつなぐ通路が遮断されたり、調光室におけるスポットライトなどのステージ調光操作に影響が出たりすることになります。

以上のことから、本市において、文化を活用し、将来的なまちづくりにつなげていく活動を展開していくためには、市民が気軽に訪れることができ、交流の場ともなる文化芸術の拠点施設の整備に取り組む必要があります。

3 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

伝統の継承 次代への文化の創造

これまで私たちに脈々と受け継がれてきた文化芸術は、地域社会において生活に根付き、歴史を重ねながら伝統という形で受け継がれてきており、人々に元気を与え、地域社会を活性化させ、魅力ある大野人を育てる力となっています。

今、整備を目指す新しい文化会館は、文化芸術を「観る」・「聴く」・「感じる」ことを通じて、次代の子どもたちに新たな文化芸術の創造の場を与え、自ら考え、生きる力をもたらし、豊かな心を育む機会を提供するとともに、まちの文化芸術振興の拠点として、誰もが気軽に集うことができ、地域の文化芸術を守り育て、ふるさとへの誇りを一層高める役割を担います。

これらのことを踏まえ、新しい文化会館の基本理念を以上のように定めます。

(2) 基本方針

基本理念を具現化するための基本方針として、次の五つを定めます。

基本方針① 舞台利用者が使いやすい施設

伝統芸能、演劇、コンサートなど多様な文化芸術活動を支える幅広い舞台利用者にとって使いやすい施設とします。

基本方針② 観客が鑑賞しやすい施設

結の故郷越前おおのにおける豊かでうるおいのある生活の実現に向けて、様々な文化芸術作品を多くの方々が見賞しやすい施設とします。

基本方針③ 質の高い文化芸術に触れ、育てることができる施設

質の高い優れた文化芸術を観て、聴いて、感じることもできるとともに、地域文化を支える人材を育てることができる施設とします。

基本方針④ 誰もが気軽に集うことができる施設

文化芸術を通じて、新たな作品や人との出会いの場を提供し、誰もが気軽に集うことができる施設とします。

基本方針⑤ 結の故郷越前おおのの魅力を発信する施設

施設の様々な活用を通じて、結の故郷越前おおのの魅力を発信することができる施設とします。

4 整備方針

(1) 建設地

本基本構想で示す、新しい文化会館の基本理念、基本方針の実現に向けて、利便性（来訪者への分かりやすさ）、早期性（事業実施の円滑な着手）、安全性（防災拠点の役割）、経済性（省エネ化などの効率化による経費の削減）、用地の確保（一定のまとまった土地の確保）、市街地活性化（市街地活性化・賑わい創出への寄与）、他施設との連携性（学校や他の貸館施設との連携）、法規制（用途地域等における制限）などについて、総合的に検討し、現文化会館に隣接する駅東公園に新しい文化会館を建設し、現文化会館跡地に駅東公園を整備する方法を選定しました。

表 5 駅東公園に新しい文化会館を建設する場合の各項目の判断結果

項目	内容	検討
利便性	来訪者への分かりやすさ、交通アクセスの利便性、幹線道路との関係	○約 50 年、現在地で文化活動の拠点として様々な事業を実施しているため、場所は市民の認知度を得られている。 ○幹線市道沿いで越前大野駅に近い。
早期性	事業実施の円滑な着手	○現文化会館を開館したまま事業着手ができる。
安全性	防災拠点の役割	○予備拠点避難所としての役割を担う機能を持たせることは可能。
経済性	省エネ化などの効率化による経費の削減	○維持管理・運営における経費の軽減を考えた工法を取り入れることで現在より経済効率を上げることは可能。 ×現文化会館跡地を駅東公園に整備する経費がかかる。
用地の確保	一定のまとまった土地の確保、保有市有地の活用	○市有地である駅東公園を利用するため用地確保についての問題はない。
市街地活性化	市街地活性化への寄与、賑わい創出	○市街地に立地するため、賑わい創出に寄与する。 ○駅東公園を再整備し利用者向上を図れる。
他施設との連携	学校や他の貸館施設との連携	○約 2 キロ圏内に会議室などの貸館施設が位置するため、会議室機能を新しい文化会館からはずすことは可能。
法規制	都市計画法及び建築基準法に基づく建築物の用途制限、景観法に基づく景観計画に沿った事業実施	▲劇場としての利用であれば用途地域の一部変更が必要。構造上、景観法の対象となる建築物であるとともに市街地に立地するため周辺環境に合わせた色など外観に係る仕様の検討は必要。 ▲都市公園を絡めた場合、都市公園の位置、区域及び面積について都市計画の変更手続きが必要となるが都市マスタープランや緑の基本計画との整合が必要となる。

○：メリット、▲：対応可能、×：デメリット

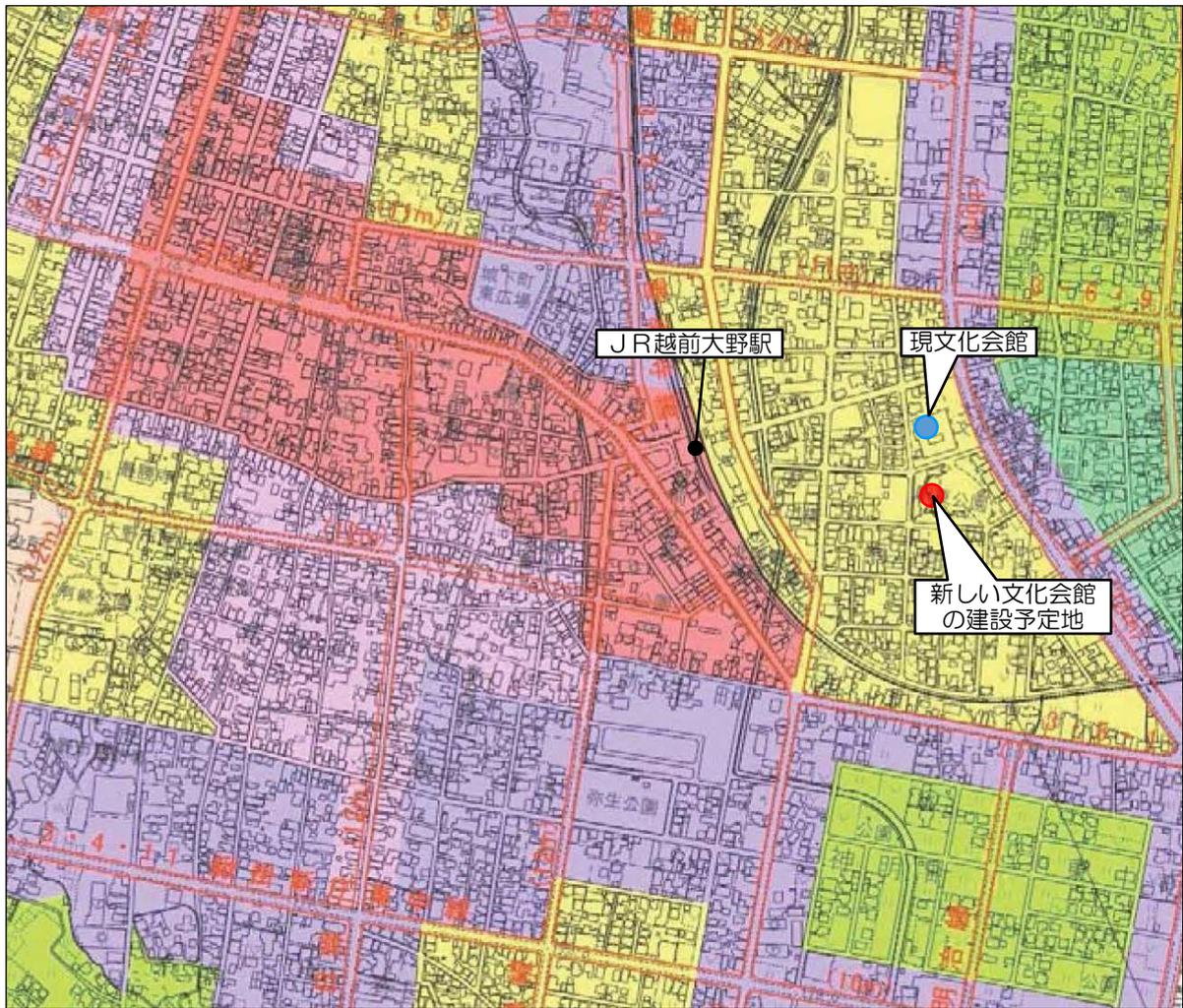


図 20 新しい文化会館の建設予定地

表 6 新しい文化会館の建設予定地の敷地概要

所在地	大野市有明町 12 (駅東公園)
敷地面積	7,575㎡
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

(2) 施設に備える機能

基本理念及び基本方針を踏まえ、本市の文化会館に求められる機能を、以下のように定めます。

【基本理念】

伝統の継承 次代への文化の創造

【基本方針】

基本方針① 舞台利用者が使いやすい施設

伝統芸能、演劇、コンサート、大衆芸能など多様な文化芸術活動を支える幅広い舞台利用者にとって使いやすい文化施設とするため、多様な演目に対応可能なホールやリハーサル室、舞台装置の大型化に対応した搬入口、信頼性の高い音響設備などの**創造機能**や**鑑賞機能**を備えた施設とします。

基本方針② 観客が鑑賞しやすい施設

結の故郷越前おおのにおける豊かでうるおいのある生活の実現に向けて、様々な文化芸術を誰もがゆっくり楽しめる**鑑賞機能**を備えた施設とします。

基本方針③ 質の高い文化芸術に触れ、育てることができる施設

質の高い優れた文化芸術を見て、聞いて、感じるができる**創造機能**を備えるとともに、地域文化を支える**人材育成機能**を備えた施設とします。

基本方針④ 誰もが気軽に集うことができる施設

文化芸術を通じて、新たな作品や新たな芸術家、新たな人との出会いの場を提供するとともに、誰もが気軽に集うことができ相互に文化芸術の交流や活動ができる**交流機能**を備えた施設とします。

基本方針⑤ 結の故郷越前おおのの魅力を発信する施設

文化芸術に関連した情報の発信や結の故郷越前おおのの魅力を感じてもらえるような**発信機能**を備えた施設とします。

【必要な機能】

創造機能

鑑賞機能

人材育成機能

交流機能

発信機能

(3) 施設構成

本施設に備えるべき機能を踏まえ、役割を果たす具体的な施設の以下のことについて検討します。

・様々な文化芸術作品の鑑賞や創造、人材育成、情報提供などの機能を持つホールを備えること【ホール部門】

【具体的な施設】

大ホール：質の高い優れた文化芸術に多くの方が触れることができるよう最大1,000席程度とし、二階席やサイドバルコニー席の設置など、催しによって空席感を感じることのないホールとします。また、それぞれの催しに適切な残響（響き）を創り出せる機能の設置も目指します。客席から舞台までは、舞台上の演出や演技が見やすい距離とします。

客席：客席は固定席で、スロープ式に段差をつけた構造とし、ゆとりある座席間隔を確保します。また、車椅子席や親子室などの配置も含め、誰もが安心して鑑賞できるようにします。

舞台：伝統芸能、演劇、音楽、コンサート、大衆芸能、講演会などに利用可能なプロセニウム^{※1}形式の舞台を目指します。舞台の大きさは、舞台利用者が余裕を持って利用でき、幅広い演目に十分対応できるようにします。（現文化会館の舞台間口14.2m、奥行11m以上）また、舞台袖も十分な広さを確保するとともに、花道やオーケストラピット^{※2}についても、催しの内容によって対応できるように設置します。

ホワイエ：観客が開演前の時間や休憩時間に憩うことのできる空間を確保できるようにします。大ホールが利用されていない時は、市民が気軽に集える交流の場として自由に利用できる空間とします。

トイレ：公演中の休憩時間に余裕を持って使える便座数を確保します。また、おむつ替えが出来る機能や安心して利用できる授乳室も確保します。

※1 正式名称はプロセニウム・アーチ。客席からみて舞台を額縁のように縁取られた舞台（額縁舞台）のこと。

※2 オーケストラピットとは主にオペラやバレエなどの公演時にオーケストラが演奏する場所のこと。

技術諸室：様々な催しの演出の要求に十分対応できる音響調整室や調光室、投光室、映写室などの技術諸室を設置します。

・文化芸術作品の創造活動や、人材育成のための機能を持つ練習室などを備えること【バックヤード部門】

【具体的な施設】

練習室：優れた防音機能を備えるとともに、文化芸術活動団体などが練習しやすいように舞台と同じぐらいの広さを持った練習室や、少人数の団体が利用しやすい広さの練習室などを確保します。また、リハーサル室や会議室と兼ねられるような部屋とします。

楽屋：出演者やスタッフの多い公演にも対応できる十分な室数と広さを確保した楽屋を設置するとともに、舞台へのアクセスに配慮します。

備品庫：催しなどに使用する備品などを収納するための十分な広さの備品庫を設置します。

ピアノ庫：温湿度管理しながらコンサートピアノなどを保管するための倉庫を設置します。

搬入口荷捌き：舞台設備の大型化に対応するとともに、舞台に段差なく機材が搬入できる搬入口を設置します。なお、荷捌きスペースは大型トラックが横付け可能で、雨や雪の影響を受けないよう屋根付きとします。

・文化芸術活動団体の交流を促進するためのエントランスホールや喫茶コーナー、活動を支援するための情報提供機能を備えること【共用部門】

【具体的な施設】

エントランスホール：文化芸術活動団体などの交流が出来るとともに、結の故郷越前おおのの雰囲気を感じられるようなエントランスホールや誰もがくつろげる喫茶コーナーなどを設置します。

情報コーナー：文化芸術に関する情報を検索することができる情報コーナーなど設置します。

管理事務室：施設全体の維持管理のための管理事務室を設置します。

駐 車 場：業務用と施設利用者用として必要な駐車台数を確保します。また、車いす利用者や高齢者などの利用や送迎を想定した区画や動線に配慮したものとします。併せて、公共交通機関の利用促進についても連携します。

施設全体：ユニバーサルデザインに配慮するとともに、まちの景観やランドスケープデザインに配慮した施設とします。

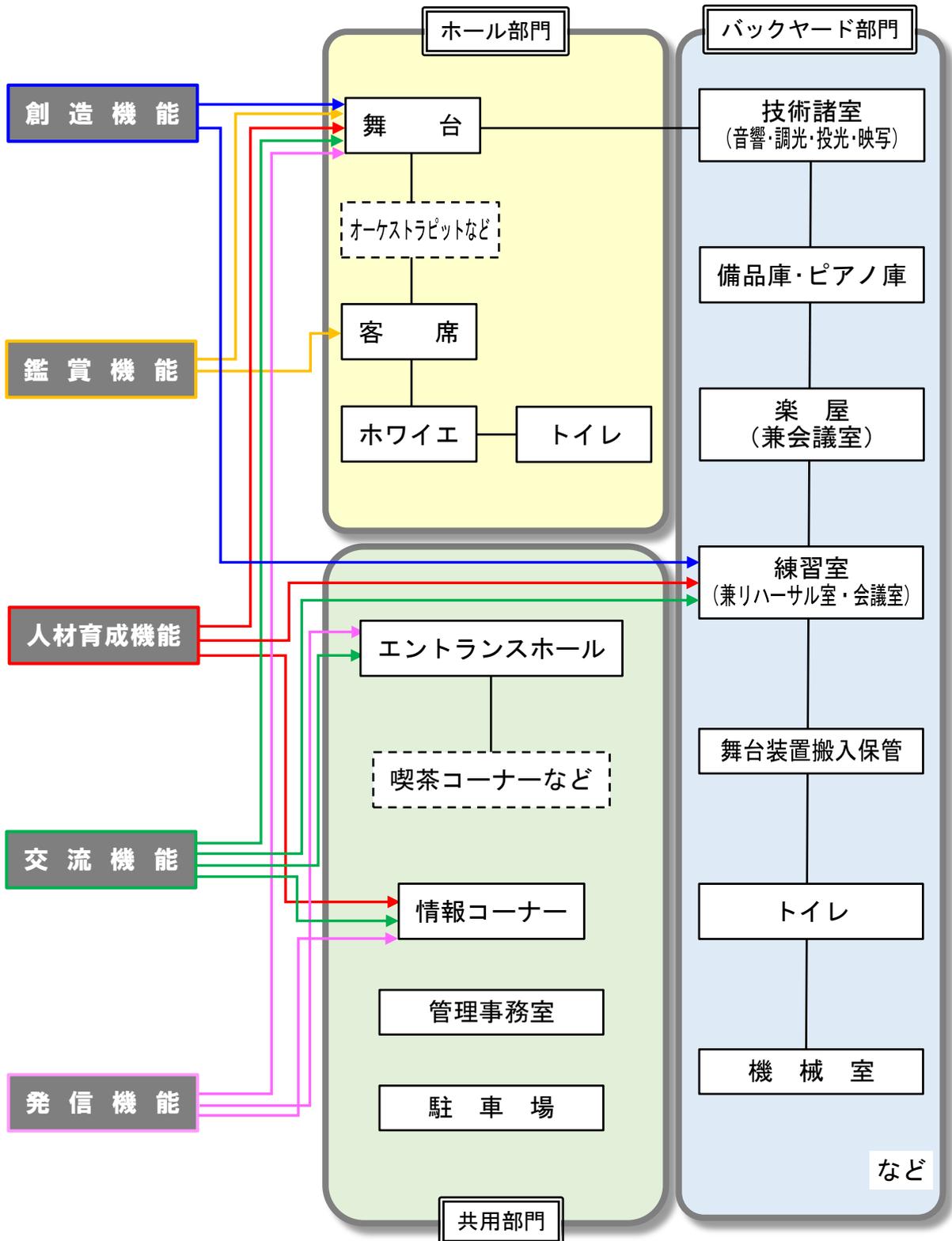
防災機能：現在の文化会館は、拠点避難所の予備的施設として指定されていますが、豪雨などによる洪水時には拠点避難所として指定されている有終東小学校に替わり、拠点避難所となるため、避難施設機能の設置や災害時の救援物資集積場としても利用できるようにします。

環境負荷低減：環境に配慮した緑化や雨水、太陽エネルギーなどを利用した施設整備を目指します。

【新しい文化会館に備える機能と施設構成】

【備える機能】

【役割を果たす具体的な施設】



(4) 管理運営の方針

新しい文化会館は、単に貸館としての存在ではなく、市民の多様な文化芸術活動の実現の場となることが重要です。文化会館の稼働率を高めるためには、多くの市民に利用される施設となる必要があり、計画段階から市民とともに議論を重ね、施設の機能や諸室の規模を決定していくことで、多くの市民に親しまれる施設となるものと考えられます。また、事業のプロデュースや市民の文化活動を支援する専門的な知識を有する職員を配置することで、より利用される施設となることも考えられます。一方、厳しい財政運営が続くことが予想される状況の中での文化会館の整備については、設計費や建設費などの初期費用だけでなく、管理運営費や修繕費などのランニングコストを加えたライフサイクルコスト全体が、負担できる範囲内にあることが求められます。

これらのことを踏まえ、今後整備する文化会館の管理運営の方針を次のとおりとします。

① 市民との協働に向けた仕組みづくり

より多くの市民に利用される施設を目指し、積極的に情報を公開し、今後とも市民参加により基本計画の策定を進めるなど、施設整備に向けて、より具体的な施設の内容を検討するとともに、芸術活動団体、ボランティア、NPOなど多様な市民活動団体が、施設運営に関わる仕組みを検討します。

② 専門性の確保

事業の実施、施設の運営、施設や設備の適切な維持管理について高い専門性を備えたスタッフを確保するとともに、音楽や演劇をはじめとする文化芸術の向上に資する体制の構築を検討します。

③ ライフサイクルコストの縮減

文化会館の運営は、自主事業収入や施設使用料などの収入だけで、年間の事業費や施設の管理運営に係る費用を賄うことは困難であると考えます。このため、市が経費の一部を負担することも必要です。厳しい財政運営が続く中、文化会館の整備にあたり、設計費や建設費などの初期費用だけでなく、管理運営費や修繕費などのランニングコストを加えたライフサイクルコスト全体の縮減に向けた取り組みを推進します。

① 市民との協働に向けた仕組みづくり

② 専門性の確保

③ ライフサイクルコストの縮減

(5) 新しい文化会館の整備及び管理運営手法

公共施設の整備及び管理運営の手法は、①公設直営、②公設民営、③デザインビルト（DBO）、④⑤PFI（BTO、BOT）、⑥リースなどの方式があり、これらの方式について、その特性を整理すると以下のとおりです。

新たな文化会館の整備にあたっては、民間事業者の参入の可能性を見極めつつ、これらの手法の中から最も適した手法を採用するものとします。

表6 整備手法及び管理運営手法の概要

	資金調達・所有形態	発注方式（設計・建設）	管理運営
①公設直営方式	公共の資金を用いて建設し、公共が所有	公共による仕様発注方式（※1）により設計・建設	公共が管理運営
②公設民営方式（指定管理者制度）	上に同じ	上に同じ	民間に委託
③デザインビルト（DBO）方式	上に同じ	性能発注方式（※2）により民間事業者自らが管理運営を行うことを前提に設計・建設	設計・建設を行った民間事業者が管理運営
④PFI（BTO方式）（※3）	民間の資金を用いて建設し、建設後公共に所有権を移転（公共が所有）	上に同じ	上に同じ
⑤PFI（BOT方式）（※4）	民間の資金を用いて建設し、事業期間中は民間が所有し、事業期間終了後公共に所有権を移転	上に同じ	上に同じ
⑥リース方式	民間の資金を用いて建設し、施設解体まで民間が所有	公共による仕様発注方式により設計・建設	直営、民間委託の両方可能

※1 仕様発注方式：施設の構造、施工方法、資材などについて、発注の段階で発注者から詳細な指示を設計書・仕様書などで指示し発注する方式のこと。

※2 性能発注方式：発注者が求めるサービス水準を明らかにし、満たすべき水準の詳細を規定した発注方式のことで、民間の創意工夫の発揮の余地が大きい。

※3 BTO方式：民間事業者が施設などを建設し、施設完成直後に公共施設などの管理者などに所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

※4 BOT方式：民間事業者が施設などを建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設などの管理者などに施設所有権を移転する事業方式。

① 公設直営方式

公設直営方式は、公共が起債などにより資金調達を行い、施設を所有し、管理運営を公共が行います。

② 公設民営方式

公設民営方式は、公共が起債などにより資金調達を行い、施設を所有しますが、管理運営を民間事業者に委託します。

③ デザインビルド（DBO方式）

デザインビルド方式は、公共が起債などにより資金調達を行い、施設を所有しますが、管理運営を民間事業者に委託します。

②の公設民営方式との違いは、民間事業者が自ら管理運営を行うことを前提として、施設の設計・建設を行います。

④⑤ PFI方式

PFI方式は、民間事業者が資金調達を行い、自らが管理運営を行うことを前提として、施設の設計・建設を行います。

BTO方式とBOT方式の違いは、施設の建設後に公共に所有権を移転し、管理運営を行う方式（BTO方式）と、事業期間中は民間事業者が所有権を保有し、事業期間終了後に公共に所有権を移転する方式（BOT方式）の違いです。一般的には、BTO方式の方が事業性が高くなります。

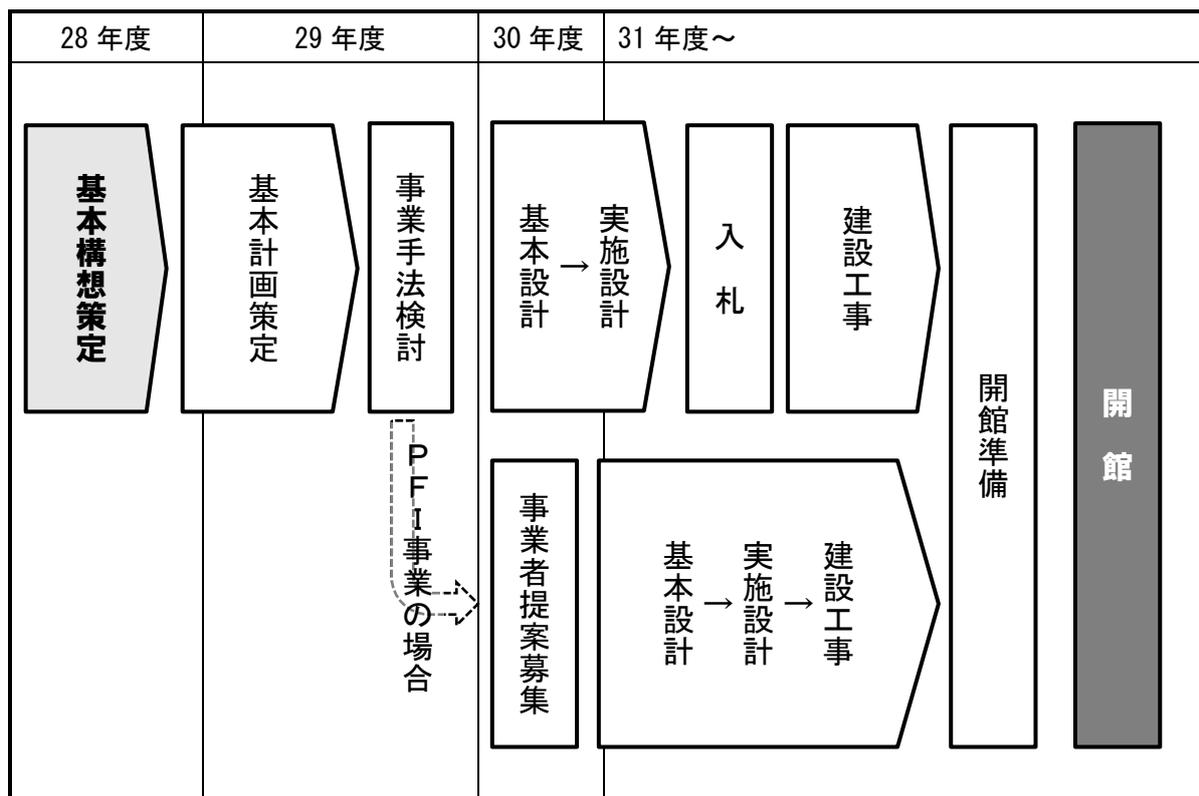
⑥ リース方式

民間事業者（リース会社）の資金を用いて建設し、施設を解体するまで民間事業者が所有します。管理運営については、公共が直営する場合と民間事業者に委託する場合と両方考えられます。

(6) 整備スケジュール

新しい文化会館の整備について、現在想定しているスケジュールは以下のとおりです。

基本構想策定後に、敷地条件や施設構成などをより具体的に定めた基本計画を策定し、それに基づき、文化会館を整備するための事業手法について検討します。その中で、PFI事業として行う場合の可能性も検討し、整備のための事業手法について決定します。



- 基本構想 ⇒ 事業の発案、事業の各関係機関などの合意が目的、事業の大枠、施設概要を記載。
- 基本計画 ⇒ 市としての考え方、条件の提示、どんな施設になるのかより具体的に各関係機関に周知、敷地条件や施設構成、設計に係る条件などを記載。
- 事業手法検討 ⇒ 基本計画を踏まえ、PFI事業で行う場合の可能性について検討し、整備のための事業手法を決定。

資料編

(1) 基本構想策定委員会及び文化振興庁内検討会議

① 基本構想策定委員会等の開催状況

期 日	議 題 等
平成 28 年 7 月 14 日 (木)	第 1 回文化会館整備基本構想策定委員会 委嘱状交付 委員長、副委員長選出 現文化会館の施設の現状について 文化会館整備基本構想策定事業の概要及び今後のスケジュールについて 文化会館の在り方と今後の方向性に関する報告書について
7 月 28 日 (木)	第 1 回文化振興庁内検討会議 公民連携アドバイザー派遣事業による「PPP・PFI」研修 文化会館整備基本構想策定事業の実施概要及び今後のスケジュールについて 文化会館の在り方と今後の方向性に関する報告書について 文化会館整備基本構想の内容について
8 月 31 日 (水)	第 2 回文化会館整備基本構想策定委員会 新文化会館の基本理念等について 新文化会館の建設地について
10 月 4 日 (火)	第 3 回文化会館整備基本構想策定委員会 新文化会館に必要とする機能やサービス等について 新文化会館に備えるべき施設規模や設備等について 先進地視察について
10 月 27 日 (木)	第 2 回文化振興庁内検討会議 文化会館整備スケジュールについて 先進地視察について
11 月 8 日 (火)	第 4 回文化会館整備基本構想策定委員会 先進地視察（愛知県知多郡武豊町「武豊町民会館ゆめたろうプラザ」、岐阜県飛騨市「飛騨市文化交流センター」）
12 月 16 日 (金)	第 5 回文化会館整備基本構想策定委員会 先進地視察の報告について 新文化会館に必要とする機能や備えるべき施設規模、設備等について 新文化会館の管理運営方針及び整備スケジュールについて
平成 29 年 1 月 12 日 (木)	第 6 回文化会館整備基本構想策定委員会 大野市文化会館整備基本構想（案）について

② 大野市文化会館整備基本構想策定委員会設置要綱

(平成28年4月28日大野市教育委員会告示第13号)

(設置)

第1条 地域に根ざした個性豊かな、文化の創造及び振興の拠点となる大野市文化会館の整備を目指すため、大野市文化会館整備基本構想(以下「構想」という。)を策定することを目的に、大野市文化会館整備基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の長又は長から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から構想策定までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

(大野市文化会館在り方検討委員会設置要綱の廃止)

2 大野市文化会館在り方検討委員会設置要綱(平成26年教委告示第11号)は、廃止する。

③ 委員名簿

No.	団体名等	役職	氏名	区分
1	工学博士		前田 博司	第1号委員
2	ハロー音楽舎	代表	島田 健一	第1号委員
3	大野市区長連合会	区長	濱田 邦榮	第2号委員
4	大野市文化協会	会長	羽根田 繁紀	第2号委員
5	大野商工会議所	事務局長	飯田 俊市郎	第2号委員
6	大野市小中学校校長会	研修部員	馬道 保	第2号委員
7	公募委員		杉川 正信	第3号委員
8	公募委員		脇本 淳子	第3号委員
9	公募委員		横田 憲一	第3号委員
10	大野市民吹奏楽団		前田 利尚	第4号委員
11	劇団チャップス	代表	岩田 美子	第4号委員
12	越前大野感性はがき展実行委員会	委員長	橋本 浩作	第4号委員
13	大野青年会議所	理事長	芦原 亮人	第4号委員

④ 文化振興庁内検討会議委員名簿

No.	部局名	所属名	補職名	氏名
1	教育委員会		事務局長	小川 市右衛門
2	企画総務部	企画財政課	課長	清水 啓司
3	企画総務部	防災防犯課	課長	松本 邦章
4	民生環境部	福祉こども課	課長	米津 源一
5	産経建設部	建設整備課	課長	福山 貴久
6	産経建設部	建築営繕課	課長	森岡 幸弘
7	産経建設部	商工観光振興課	課長	湯川 直
8	教育委員会	教育総務課	課長	木戸口 正和
9	教育委員会	生涯学習課	課長	中村 吉孝

⑤ 事務局

No.	部局名	所属名	補職名	氏名
1	教育委員会	教育総務課	課長補佐	山田 靖子
2			企画主査	大久保 克紀
3			主査	早川 歩

(2) 先進地視察

平成 28 年 11 月 8 日（火）開催の第 4 回文化会館整備基本構想策定委員会において、先進地視察を実施しました。視察先は、人口規模、大ホールの客席数など、大野市の現状と似ており、かつ、施設の構想段階から住民参加により事業化に向けた取組を進めるなど、本市において、参考となる施設として、①武豊町民会館（愛知県武豊町）、②飛騨市文化交流センター（岐阜県飛騨市）を選定しました。

【行程】

6:00 市役所発～9:30 武豊町民会館着～（視察）～11:30 武豊町民会館発～15:00 飛騨市文化交流センター着～（視察）～17:00 飛騨市文化交流センター発～19:30 大野市役所着

【参加者】

基本構想策定委員 5 名、文化振興庁内検討会議委員 7 名を含む合計 17 名

① 武豊町民会館

【特徴】

平成 16 年 6 月竣工。計画当初から住民が参加したワークショップを基に町民プロデューサーを募集し、準備事業実行委員会を結成。開館前のプレ企画として3年間にわたり鑑賞事業を実施。準備事業実行委員会を基盤に「NPO 法人たけとよ」を設立。運営は、町・教育委員会が運営、受付業務や自主事業の企画を同NPOに委託し、高稼働率につなげている(大ホール 68.6%、小ホール 78.9%)。ボランティアスタッフ約 80 名。平成 25 年度地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞。



武豊町民会館外観写真

【施設概要】

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

敷地面積：23,497.81 m²、延床面積：8,990.24 m²、建築面積：5,948.10 m²

主な施設：大ホール、小ホール、練習室、音楽スタジオ、ミキシングルーム、創作工芸室、ミーティングルーム、和室、情報コーナー、展示コーナーなど

駐車場：278 台（屋内 81 台、屋外 159 台、臨時 38 台）、駐輪場：80 台

【大ホール概要】

名称：輝きホール（形状：円形ホール）

舞台：間口 14m、奥行 12.8m、高さ 10m

客席数：678 席（うちサイドバルコニー席 122、車椅子席 4、親子席 10）

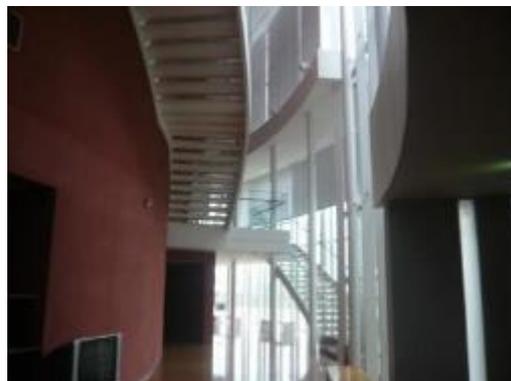
花道：上手、下手両方に設置可、楽屋：大小 3 室

【運営方法】

公設直営方式。ただし、NPOとの協働運営方式（施設管理：町職員、受付・貸館・チケット販売事務・鑑賞事業等企画運営：NPO、舞台管理・清掃・保守点検：民間委託）



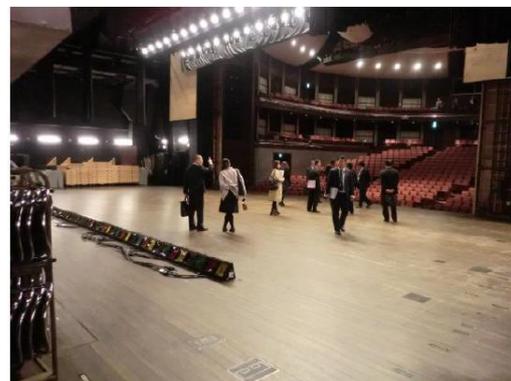
武豊町民会館での説明の様子



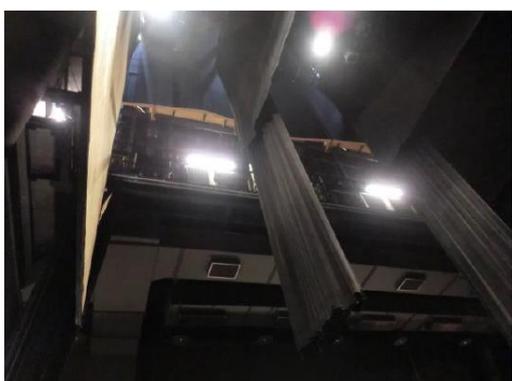
大ホールホワイエ



大ホール



大ホール舞台



舞台上部吊り物



舞台道具搬入口

② 飛騨市文化交流センター

【特徴】

施設計画及び管理運営計画の段階から検討委員会に住民が参画。住民が「NPO法人ひだ文化村」を組織(正会員 30 名)。同NPOが指定管理者となり、文化施設を管理・運営。



飛騨市文化交流センター外観写真

【施設概要】

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地下 1 階、地上 2 階

敷地面積：25,873.96 m²、延床面積：5,468.07 m²、建築面積：4,053.49 m²

主な施設：大ホール、小ホール、楽屋 2 室、大楽屋、スタッフルーム、音楽練習室 2 室、練習室兼リハーサル室、和室練習室 2 室など

駐車場：普通車 206 台、大型車 4 台、バス 19 台

【大ホール概要】

名称：スピリットガーデンホール

舞台：間口 16m、奥行 11m、高さ 10.3m

客席数：702 席（固定席 666、ボックス席 36、親子席 8、車椅子用スペース 6）

【運営方法】

指定管理者方式。NPO 法人ひだ文化村が施設管理や企画運営を行っている。



飛騨市文化交流センターでの説明の様子



防音設備のある練習室



大ホール前のホワイエ



大ホール



舞台袖にある回転式反響板



大ホールに設置されている栈敷席



大ホール座席後部に設置されている親子席



舞台上部緞帳(景観条例により施設に高さ制限があるため三つ折方式を採用)

大野市文化会館整備基本構想

平成 2 9 年 2 月

大野市教育委員会教育総務課

大野市天神町 1 番 1 号

TEL 0779-66-1111 FAX 0779-69-9110

E-mail kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp